

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成27年6月10日(水)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	松本正美	副委員長	安藤洋一
	委員	板倉浩幸	委員	水野智見
	委員	飯田雅広	委員	中村英子
	委員	奥田信宏		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	総務部長	江上文啓	総務部長兼安全課長 総次安心	伊藤啓二
	税務課長	磯野弘幸	民生部長	鈴木利彦
	民生部長兼健康推進課長	大橋幸一	民生部長兼高齢介護課長	橋本浩之
	保険医療課長	伊藤光彦		
職務のため出席した者	議長	高阪康彦	議事局長	金山昭司
	係長	飯田和泉	書記	服部有規
付託事件	議案第31号	蟹江町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について		
	議案第32号	蟹江町税条例の一部改正について		
	議案第33号	蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について		
	議案第34号	蟹江町介護保険条例の一部改正について		

○委員長 松本正美君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして大変にありがとうございます。

改選後の初めての委員会でもありますので、どうか今後とも2年間、委員の皆様にも大変お世話になりますが、皆様方にもよろしくお願いいたします。

では、座らせていただきます。

お手元に、議案第31号の議題の中で請求がありました資料が配付してありますので、お願いいたします。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は4件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ちまして、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 松本正美君

どうもありがとうございました。

審査に入る前に、お諮りいたします。

付託案件の審査順序についてであります。

お手元に配付した次第書に記されておりますとおり、最初に、総務に関する議案第32号の審査を行い、続いて民生に関する議案第31号、33号、34号の審査を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

また、発言は議事整理上、委員長の許可を得てからしていただくようお願いいたします。

最初に、議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしくようお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明はないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

大変、今度の税条例の改正、中身が、私にとっては、皆さんはわかっていると思うからなんだけれども、非常にわかりにくい面がありますので、ちょっと理解もなかなか難しいところがあるのですが、ちょっと2、3点、それでも質問をいたします。

1つは、39ページですが、ふるさと納税の手続について2点ぐらい質問しますが、従来、ここに書かれておりますように、ふるさと納税をするときには確定申告で控除を受けてということなので、やっておりましたね。そこで、今度は、ふるさと納税ワンストップ特例というようなやり方がされて、寄附を行うときに手続が全て完了するというふうになっておりますが、その下にまた4項目くらい追加された項目がありますけれども、結局、わかりやすく言えばどのようなことになるのか。納税した時点で相手の自治体の証明をもらうような書類を一緒に送って、それをまた返してもらうというやり方なのか、その辺のところはちょっと具体的作業、手続について、より説明をお願いしたいと思います。

それから、もう1点、ふるさと納税に関してですが、税条例とは関係ないことですが、ふるさと納税そのものは蟹江町にとってプラスになっているのか、マイナスになっているのかというところですが、例年の予算書や決算書を見ますと、なかなかこの数字というのは上がっていないということも事実ですが、上がっていないだけならいいのですけれども、このふるさと納税を、蟹江町内にお住まいの方々がよそへ納税をしていると、それだけマイナスになってくるというふうにも思うんですが、その辺のバランスについて、現状どうなのかということをお伺いしたいと思います。

○税務課長 磯野弘幸君

お答えをさせていただきます。

まず、ふるさと納税のワンストップ特例なんですが、今までですと、議員言われたように確定申告を全ての方がされていたというふうになっておりますけれども、このワンストップ特例というものは、確定申告をしなくてもいい方、要するに、給与所得者とか年金者の方は確定申告をしなくてもよろしいですので、その方たちに対して基準というものがあるのですが、そういうものに関しては、まずは。

○委員 中村英子君

年末調整でやってもらうようにするんですか。

○税務課長 磯野弘幸君

そういうことじゃなくて、そういう方たちは、5団体、5自治体までの間であれば。

○委員 中村英子君

相手の自治体の話ですか。

○税務課長 磯野弘幸君

そうです。5つの自治体に寄附金をする場合、その以内であれば、全て市町村が申請を出しますので、その部分に関して。

○委員 中村英子君

出すほうの市町村が申請を出す。

○税務課長 磯野弘幸君

そうです。住んでみえるところの市町村。

○委員 中村英子君

どうやってわかるんですか。

○税務課長 磯野弘幸君

本人さんが申請をしますので、本人さんが自分の住所だとか、名前だとか、全て記入をしたものを寄附先の、仮に蟹江町によその方が寄附されますよね。そうすると、蟹江町が、その住んでみえる方、寄附されてみえる方の住んでみえる自治体に、これだけいただきましたよという証明書を出すわけです。それが最高5自治体までは確定申告をしなくても、その証明書で各自治体が計算をしてやるというふうになっています。本人さんは何もしなくてもよくなるということです。

○委員 中村英子君

その控除の手续自体はどこでやるんですか。その人が申請しなくても、控除の適用を受けるときはどうなるんですか。

○税務課長 磯野弘幸君

先ほど言ったように、受けた市町村が出した市町村へ、納税者の方の市町村へ証明書を出しますので、これだけいただきましたよと、そこの市町村がその証明書が来ますので、その証明書によって申告をしたということの仮の手续です、その自治体が、仮に蟹江町がもらった部分に関して申告の部分の計算をするわけです。証明書によって、もらった、要するに、仮に愛西市の方が蟹江町へ寄附されたということであると、愛西市のほうから蟹江町のほうへ、この方がこれだけふるさと納税しましたよということで通知が来るわけなんです。

○委員 中村英子君

逆の話じゃない。最初に言ったことと逆に受け取れちゃうんだよね。

○委員長 松本正美君

すみません、磯野課長、もうちょっとわかりやすく。

○委員 中村英子君

もし個人が、私なら私という個人がおりました。この個人がよその自治体に寄附しましたと、その寄附するとき、この手続として、必ず自分の所属する市町に、同時にそれを通知するわけですか、最初に、相手には行くもんで相手はわかりますよね、相手はもらったということはわかるんですけども、最初の話だと、もらった相手が何か通知を私が居住している蟹江町に通知するというのを最初にお話した、説明だったのですけれども、私自身が寄附した場合に、私自身の控除は、どこでどういう手続によりなっていくのかということを開

いていたのですけれども。

○税務課長 磯野弘幸君

すみません、簡単に言えば同じようなことになるんですが、議員が寄附したものを、寄附したところ、仮に蟹江町に寄附された場合に、蟹江町へ申請書を出すわけなんです。

○委員 中村英子君

蟹江町に寄附したときには、相手にでしょう。

○税務課長 磯野弘幸君

まずはそうです。本人さんが。

○総務部長 江上文啓君

ちょっと私のほうから説明をさせていただきます。

例えば、中村議員が名古屋市のほうにふるさと納税ということで1万円寄附されたとします。そのときに、名古屋市のほうに証明書を出してくれということ申請というか、チェックされて寄附をされると、今度、名古屋市は中村議員。

○委員 中村英子君

申請書を出してくれという意思表示のもとに。

○総務部長 江上文啓君

そうです。意思表示をされると、名古屋市のほうは、今度、中村議員のお住まいの蟹江町の税務課のほうに、こういうふるさと納税がありましたという証明書を送ってまいります。その証明書に基づいて、中村議員の来年度の町民税の計算上、寄附金控除をするわけです。1万円に対して、全額できるわけではないと思うんですけれども、寄附金控除して、結果として住民税が安くなるということです。それが5自治体までということなんです。5を超えちゃうと確定申告は必要ですよというふうになってしまう。

○委員 中村英子君

わかりました。それで、その時点で個人で一々手続をする必要がないと、5団体までは。

○総務部長 江上文啓君

そういうことです。

○委員 中村英子君

では、そういうやり方もあるけれども、従来どおりに確定申告をするというやり方をとっても、別にそれはいいんですか、どういうやり方、その人はそういうやり方ではなくて。

○総務部長 江上文啓君

確定申告されるか、されないかは、まず、先ほど税務課長が申しあげましたように、ワンストップ特例が適用できる方というのは、あくまでも給与所得者等の確定申告の不要な方しかできないんです。だから、逆に申しあげると、それ以外の方は確定申告で寄附金控除を受けていただく必要があるわけです、という考え方でよろしいかと思ます。

○委員 中村英子君

わかりました。

そうしますと、給与所得者ですので、これは年末調整というのを大体やりますよね、給与をもらう人たちというのは、会社とかそういうことで年末調整というのは、年末調整をやったという手続が給与所得者はあると思うんですけども、そうすると、この年末調整にかかわることについても、その給与所得者は年末調整で会社のほうにそれを申告するというか、通知する必要もないんですか。

○総務部長 江上文啓君

年末調整は、一般的に今ちょっとお話があったように所得税の関係の調整をするための申告でございますので、ご承知のように、住民税は翌年度課税ですから、翌年度の課税のときに寄附金控除、住民税だけの寄附金控除を受けていただくための特例ということです。

○税務課長 磯野弘幸君

2つ目の、今のふるさと納税をやったプラスかマイナスかということなんですが、今までの部分に関しては、ただ単に普通の寄附金控除と、それから各自治体にあげた寄附金控除、ふるさと納税、これの部分に関しては、報告というもので、一応県のほうには報告しておるわけなんですが、ただ、今までの部分に関して、プラスになるかマイナスになるかという、税だけの感じの部分では、ちょっと統計をとっておりませんので、年度年度で報告をしているだけですので、数字的には今ちょっとありませんので、一応報告は県のほうにはしておりますけれども、数字はありませんので、申しわけないんですけども。

○委員 中村英子君

数字的なことはよくわからないんですけども、従来のやり方でいえば、確定申告で誰誰さんが確定申告をしたその中には、よその市町へふるさと納税しましたということの件数だとか、金額的なことは若干は把握できる部分もあるのではないかなと思うけれども、確定申告というのは個々でやっているから、それを全部集めて、何人がふるさと納税しましたとか、そういうものの見方はしていないのかなと思うんですけども、その点はどうですか、そういうやり方は当然しませんかね。

○税務課長 磯野弘幸君

先ほども言いましたように、県のほうの報告の中に、ふるさと納税と、それから、一般の寄附というほうの数字的な件数とか金額というのは報告しておりますので、金額はわかります、件数もわかりますけれども、町全体で、ただ、今現在は申しわけないですけども手元にはありませんので、単年単年で報告はしておりますので。

○委員 中村英子君

そうしたら、委員長、例えば26年度に、ふるさと納税で蟹江町の町民がよその市町にどれくらいそれをおこなっているのかということ、後でいいものですから、もしわかればちょっと資

料として最終日までに出していただければありがたい。最終日でなくても、いつでもいいけれども、参考のために出してもらえれば。

○委員長 松本正美君

税務課長、いいですか、資料請求のほう。

○税務課長 磯野弘幸君

わかりました。再確認させていただきますが、ふるさと納税の件数と金額でよろしいですか。どこへしたというのはちょっと申しわけないですけども、わかりませんが、件数と。

○委員 中村英子君

2、3年わかればいいと思うんですけども、24、25、26年度ぐらいで、ではそれでお願いします。

○委員長 松本正美君

その他、質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

ふるさと納税のことはいいんですけども、次の質問、ほか皆さんはよろしいですか。

○委員 板倉浩幸君

今のふるさと納税で中村議員から質問ありましたので、僕も追加して、確定申告が不要になったということで、簡素化が目的でふるさと納税、国からもしてくれということなんですけれども、蟹江町自体、ほかの自治体でふるさと納税を大分やっている自治体も多くあると思うんですけども、蟹江町自体は、今後ふるさと納税についてはどのような、もっと推進していくのか、このままでいくのかというのは、その辺のお考えがありましたらお願いします。

○総務部長 江上文啓君

ふるさと納税ということで、蟹江町といたしましても、ほかの市町村の状況を見ながら、今後はもう少し増収というか、ふるさと納税として納めていただけるものがふえるような施策は打っていきたいと私は考えております。といった中で、今、これは町の幹部のほうでも検討中なんですけれども、どういったものを出すかというのがやっぱり一番問題なのかなと、例えば、議員の先生方もご承知のように、市町村によっては牛を1頭だとか、土地を差し上げるだとか、これはちょっといろいろ問題がありまして、総務省のほうからもいろいろ指摘を受けまして、そういったものはちょっと好ましくないよと、そういったことも加味しながら、町としてもどういったものをふるさと納税していただいた方にお返しできるのかなというのを、今検討しておりますので、方向性としては増収する方向へいきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 松本正美君

他に質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

これも一部改正要点の40ページですけれども、ここも今回、わがまち特例制度という、これ本当にややこしくて理解が難しいことなんです、こういうことで蟹江町の場合、この制度によって津波の避難施設とか、それからサービスつき高齢者向け賃貸住宅だとか、こういうようなところに適用してということなんです、これですけれども、まず、対象になっている施設の具体的なことなんです、どういうものが具体的に対象になる施設になっているのかなというのが1つまずわからないので、それについて説明をお願いしたいと思います。

○税務課長 磯野弘幸君

まず、今の40ページの第6項、都市再生特別措置法の関係の部分なんです、こちらのほうは、まず、結果的に該当があるかどうかということであると、まず該当は今の段階ではありません。

これはどういうものかといいますと、都市開発事業などで緊急かつ重点的に市街化整備を推進して、都市再生の拠点となるべく地域というふうなものがありまして、愛知県でいきますと、名古屋市の駅の周辺だとか、伏見、栄地区、それから名古屋の臨海地域、それから千種と鶴舞地域、こちらの部分に関してだけが、この措置法の関係で該当するかというふうに考えておりますので、まず、蟹江町の場合は該当がないだろうと、今の段階で。

それから、津波のほうの7項、8項関係なんです、こちらのほうもまず結果でいきますと、今の段階では該当がありません。津波防災のほうの関係なんです、こちらのほうは、県のほうでその該当になる地域というものが指定されておりまして、警戒避難地域、こちらのほうでいきますと、愛知県ではまだ今のところゼロで、津波災害警戒区域という、そういう区域の指定がありますので、その区域外ですと指定がないということになります。

基準的にいきますと、もし区域に指定された場合でいきますと、管理協定の対象となる施設で避難用の部分に関する場所、その部分が2分の1、それから、償却資産のほうに関しましては、誘導灯だとか、誘導の標識、自動の開錠装置、こちらのほうの償却の部分に関しては5年間、2分の1が一応該当となるものということになります。

それから、第11項の高齢者のほうの関係なんです、こちらのほうは有料老人ホーム、こちらのほうに該当いたしまして、1戸当たりが30平米以上の280平米未満、それから主体構造部が耐火構造、それから5戸以上の部屋数ということと、国とか、地方公共団体から建築費の補助を受けている施設というふうな規定がありますので、そういう規定の部分でいきますと、今の段階でちょっとしっかりわかりませんが、1件ぐらいそういう施設ができそうだといううわさは聞いておりますけれども、まだ最終的な部分がちょっとはっきりわかりませんので、今のところは該当がないということになっております。

以上です。

○委員 奥田信宏君

ちょっと本当に基礎的な話を聞きたいのですが、今、年金機構で125万件の個人情報が出ていますよね。それで、番号制度そのものが、要するにスケジュールどおりにやれるかやれないか、やれないということになると、この今の条例も当然関係してくるのですが、そういうのの対応なんかがあるのかどうか、まず知っておきたいです。

それから、2つ目は、また同じ話なんですけど、新しいウイルスでセキュリティがすごく難しくなっているという話であるのですが、例えば蟹江の今のセキュリティの状態はどう、例えば、住民課と税務課は全然別のセキュリティになっているのか、それから、どういうふうで、要するに遮断したりなんかがどこでできるのか。特に、よその市町村とも住民課のはつながっているの、どういう対応になるのか。ちょっと素人的に基本的な話なんですけれども、お聞きをしておきたいと思いますが、お示しをいただけましたら。

○総務部長 江上文啓君

非常に難しいお話だと思っております。

まず、1点目でございますが、マイナンバー制度の件でございます。これにつきましては、議員の皆様もご承知のように、この10月1日から全世帯に個人番号が通知されまして、来年の1月からマイナンバーカードというんですか、個人カードを発行する予定をしております。これは今のところ変わる予定はありません。予定どおり進められると思います。

そういった中で、今、奥田委員がおっしゃったのは年金問題だと思います。これ実は、先日のある新聞の報道の中にも書いてございますが、年金機構と連携することについては、もう少ししっかり調査して、原因究明を図った上で判断するというふうにIT政策担当相の山口さんという大臣がおっしゃってみえますので、年金機構との連携については、まだ今の段階では確定はしておりません。ただ、従来からあるマイナンバーとしての動きは、先ほど申し上げたように予定どおり進められると思います。

それから、もう1点目でございます、住民課と税務課というお話ですか。まず、全国ネットでつながっているのは、住基ネットというのは多分議員の皆さんもご存じだと思います。これは全国でつながっております。これは住民課にしかございません。この住基ネットには、私どもほかの課でつながっているパソコンは1つもありません。国というか、センターを通じて、全国の市町村にはその住基ネットはつながっておりますけれども、そこにつながるものは住民課にしか置いてございません。住民課の住基情報は、税務課だとか、ほかの高齢介護課だとか、観光推進だとか、そういったところで情報の共有はしております。

あと、それに伴うセキュリティの問題ですか。セキュリティについては、当然一人一人にパスワードが割り振られておりますので、例えば、私が私のパスワードを使って入れば、これはログとして全部記録されるんです。何時何分何秒に、この番号で誰が入ったと、その

番号は当然、私は自分の番号を使って入りますので、何か不正があれば、それはすぐわかるわけですが、その監視を毎週毎週やっておりますといったことで、不正にログインした場合は、それは全て監視により解明されると思っておりますし。あと、外部からの侵入を多分想定してみえるかと思うんですけども、これも電算システムのほうにサーバーというのがあります。蟹江町の場合は全部サーバーで管理しているんです。私どもが持っているパソコンというのは、実はあれ箱だけでしてデータは全く入っていないんです。極端なことを言うと、あのパソコンを持っていかれても、何もデータは入っていませんので余り意味がないという、全てサーバーのほうに格納されております。だから、サーバーのほうに侵入されて、そこからデータを抜かれれば、それは年金機構のようなことが起きないとは言い切れませんが、それは私としてはほぼ無理だと考えております。というのは、ファイヤーウォールだとか、いろんなセキュリティーをかけてサーバーに侵入ができないようになっておりますので、100%不可能とは言い切れませんが、ほぼ不可能だと考えております。

以上です。

○委員 奥田信宏君

私は余り詳しくないのであれなんですけど、そうすると、例えば、自分のパソコンを部長がゲットして、その時点でここから部長のほうへ入っていても、そこにはないので、サーバーに入らなければデータが出ないという話なの。ということは、この年金機構の話も、要するに、職員の一人が上げて、それを一人だけ、要するに、個人のところでとられたやつ、それだけでシャットアウトしたんだよね、たしか、それで、ほかのところのウイルスはわからなかったという話なので、例えばの話、忘れてそのまま、例えばサーバーにつないだまま自分のパソコンを、そこからは絶対に抜かれないということなの、今の話は、サーバーへ入らなければ、自分のところへ通って出るという話なんですか。

○総務部長 江上文啓君

今おっしゃったように、メールについても、データについても、全てサーバーにデータが格納されておりますので、サーバーを経由しないことにはデータのやりとりはできませんし、例えば、第三者の方が私宛てにメールを送る場合でも、必ずサーバーを経由してまいりますので、そこで不正なメールであればシャットアウトして私のところに届かないです、いわゆる迷惑メールということで。

○委員 奥田信宏君

直接は入らない。

○総務部長 江上文啓君

直接入らないです。一応、見た目的には直接入っているように見えるのですが、必ずサーバーを経由しておりますので、変なメールが私のところへ直接届くということは、パソコン上では無理だと思います。

○委員長 松本正美君

よろしいですか。

○委員 中村英子君

もう一つだけ確認、それで、さっきの質問の続きですけれども、ということは、確認をしたいんですけれども、蟹江町はこの特定都市再生緊急整備地域なのか、この地域であるのか、地域ではないのかあるのか、それだけちょっと再度お聞きします。

○税務課長 磯野弘幸君

全て一応、地域には指定はされておられません。

○委員 中村英子君

指定されていない。

○税務課長 磯野弘幸君

ないです。補足としまして、まず、津波のほうだけは、地域に指定はないのですが、津波浸水想定というふうで、蟹江町のほうも県のほうから、どれだけの津波が来るかというような部分で、地域指定と言ったらおかしいんですけれども、基準は出ております。ただ、この税改正に関する部分で津波災害警戒区域というものに関しては、まだ指定はされておられないのでよろしくお願ひします。

○委員長 松本正美君

よろしいですか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

ここで、総務部長、総務部次長、税務課長の退席を許可いたします。

入れかえのため、暫時休憩をいたします。

(午前 9時32分)

○委員長 松本正美君

会議を開きます。

(午前 9時35分)

○委員長 松本正美君

次に、議案第31号「蟹江町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 鈴木利彦君

補足説明はございません。よろしく審議のほどお願いをいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第31号「蟹江町歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 鈴木利彦君

補足説明はございません。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

1つ、国民健康保険税、減額はいいと思うんですけども、高い上限、そもそも高い人は払ってもらえという意見もありますけれども、国民健康保険税については、所得がなくても満額払っている人は多々いると思いますけれども、51万円から減額は、じゃなくて上限のほうの51万円から52万円に上げた理由というんですか、その辺の話を。

○保険医療課長 伊藤光彦君

基礎課税額の課税限度額51万円から52万円の上限、1万円の上限でございますが、これは、平成27年1月14日閣議決定されました平成27年度税制改正の大綱に基づきまして、地方税法

の改正に基づき、蟹江町も地方税法に倣い税額の変更をさせていただきました。

以上でございます。

(「対象世帯」の声あり)

すみません、対象世帯でございますが、改正前は、ただ、本算定がまだ今年度は済んでおりませんので、4月1日現在で試算をさせていただきました数字でございますが、改正前が133世帯、改正後の世帯としましては130世帯の、51万円から52万円に切り上がったことによって世帯数が変わっております。

○委員 板倉浩幸君

件数じゃなくて、国からの条例によりということ、51万円から52万円で、そのまま従ったという、地方税法に基づいて。

○保険医療課長 伊藤光彦君

地方税法の改正に基づいて、蟹江町も国民健康保険税条例を改正をさせていただきました。以上でございます。

○委員 水野智見君

今の話なんですけれども、国の上限が上がったということになっていますけれども、それ以外のところは上がっていないということですか。例えば、健康保険税が51万円以下の方たちは今回の改正では上がっていないということですか、上限だけですか。

○保険医療課長 伊藤光彦君

今回は、上限と、それから、5割軽減、2割軽減の対象の基礎所得額を上げております。それによって、5割軽減、2割軽減の方が、より多くの方が対象となっております状況でございます。

○委員長 松本正美君

よろしいですか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第34号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 鈴木利彦君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 中村英子君

これも法改正によるものですが、間違うといけませんので確認のためにお聞きしますけれども、この蟹江町の介護保険の保険料、27年3月の議会によりまして、改正後の保険料の負担額の一覧表というものが出されておりますよね、負担額が出されておりますので。その段階が、以前の段階よりふやして11段階にして、第1段階のところなんです、この第1段階のところも、合わせて負担割合0.5のところを、一緒にした部分はあるのですが、この減額の対象になっているところですが、この表で見ますと、私だけ持っていて悪いのですが、蟹江町の第1段階の0.5の人たちが、これは全員この対象になるのか、そうではなくて、その中でも2つに分かれておりますので、そのうちの低所得のほうになるのか。この対象になるところが、この保険料の一覧表の人たちがどの部分だけなのかということだけちょっと教えてほしいです。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

この3月に介護保険のほうを変えさせていただきました。以前は、第1段階、第2段階でございました分を、今回第1段階というまとめをしました。その中で、年金収入等80万円以下のものも含まれますので、表の中で別れておりますけれども、0.5の割合負担のところにつきましては、同じように0.05減になります。

○委員 中村英子君

そうですか、わかりました。

そうしますと、この第1段階は、蟹江町の場合は保険料年額3万600円となっておりますので、それが今度の条例の改正によって2万7,540円になるよと、そういう理解でよろしいということですよ。その差額が幾らか、2万7,000円とあれなので、1人当たり3,000円ぐらいは安くなりますよと、それで、国と県から300万円近いお金がここで補正で入っているので、その300万円割る3,000円にやると対象世帯数は出てきますよと、そういう話でいいんですかね。

○民生部次長兼高齢介護課長 橋本浩之君

議員の言われるとおりでございます。

○委員 中村英子君

ありがとうございました。わかりました。

○委員長 松本正美君

その他、質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第34号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任を願います。

これで、総務民生常任委員会を閉会したいと思います。

大変にご苦労さまでした。

(午前 9時46分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 松本正美